

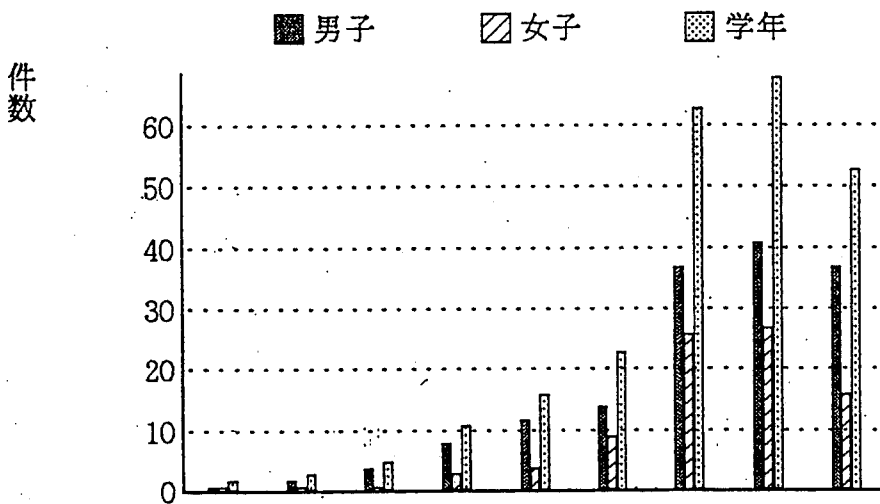
いじめ

広島県教育委員会

1 「いじめ」の指導状況（平成4年度文部省調査から）

(1) 本県における「いじめ」の件数・態様

小学校・中学校（平成3年度）



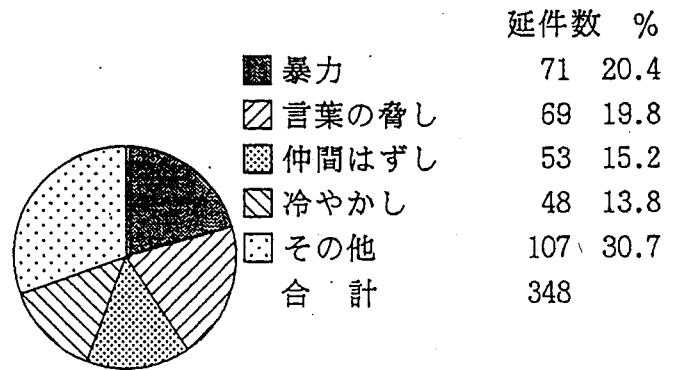
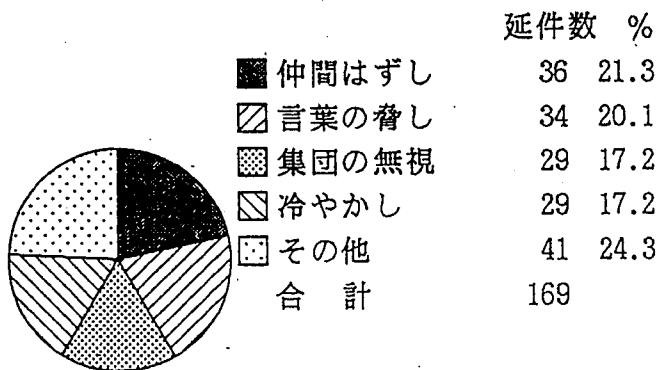
	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
男子	1	2	4	8	12	14	37	41	37
女子	1	1	1	3	4	9	26	27	16
学年	2	3	5	11	16	23	63	68	53

【表記項目の略記】

- 言葉の脅し……言葉での脅し
- 集団の無視……集団による無視
- 冷やかし……冷やかし・からかい
- 暴力……暴力を振う

態様＜小学校＞

態様＜中学校＞



※ 参考 - 全国

- ・ 1校当たり発生件数 ()内は、広島県
小学校0.3件(0.1), 中学校1.1件(0.7), 高等学校0.6件(0.8)
- ・ 校種別多発学年
小学校 6(27.0%)年, 中学校 1年(39.6%), 高等学校 1年(61.8%)

2. 「いじめ」の特徴と指導の視点

いじめは減少しているが、今日のいじめは、その特徴として、いじめ方が非常に陰湿で、内容が残酷なものになっている。度重なるいじめのために不登校や自殺に至るなど深刻な事態もみられ、看過してはならない。

すなわち、強い者が弱い者をいじめるというケースばかりでなく、いじめられた体験をもつ者が、より弱い者をいじめるというケースもみられ、しかも、日常化、長期化している場合もある。

また、集団いじめの傾向が見られ、不特定多数の集団が個人や少数をいじめるケースが多く、単に「いじめられる側」と「いじめる側」のみの問題でなく、それをとりまく集団状況の中で発生している。

いじめの対象は、おとなしい子ばかりでなく、集団のもつ雰囲気と合わない子どもである傾向もみられる。

このような特徴をもついじめの指導の視点として、次の2点をあげることができる。

- ① 「いじめ」は人権の侵害であり、人権の否定に直結する問題であること。
- ② 児童生徒の発達段階における自我の発達が未熟で、真の社会性がはぐくまれていないことに起因していること。

特に、思春期の児童生徒は、心理的に不安定な時期にあたり、発達上のつまずきが集中的に表れる時期でもあることの理解と配慮が必要である。

指導に当たっては、発達段階に応じて集団活動を工夫し、望ましい人間関係を育てることを通して、「思いやり」、「自他の尊重」の心情と態度を培う必要がある。

いじめの原因、背景は根が深く、学校、家庭、社会が一体となった取り組みが重要である。

学校としては、いろいろな面からいじめにつながる状況をチェックし、いじめの根絶に向けて取り組むべきである。

3. 指導の実際

事例 一 金銭強要を伴ういじめ

(1) 概要

Aは高校入学以来、同じクラスのBを中心とするいわゆる「ツッパリ」グループに使い走りさせられたり、金銭を繰り返し強要されたりし、応じない場合は、「ツッパリ」グループからはずされたり、暴力を加えられたりしていた。

Aは仕返しに対する恐怖心と自分に対するプライドから家族や教師にも訴えることができなかったが、お金を工面するために、他校の生徒を脅迫したことから、学校の知るところとなり、一連のいじめと金銭強要が発覚した。

Aは小学校時代からよくいじめられていた。中学校に入って、「ツッパリ」グループとして、教師に反抗したり問題行動を起こしていた。高校へは、本人の積極的な希望からではなく、家族のたつての願いで進学した。

BはAとは出身中学校はちがうが、近隣の中学生の間では名の通った「ツッパリ」で、いつも数人の仲間を引きつれていた。

Aは入学当初、Bと張り合っていたが、間もなく、Bのグループに入った。仲間内では、立場が弱く、いじめの対象となっていた。

(2) 実態の把握

他校の生徒指導担当者からの情報にもとづいて、Aから状況を聞いたところ、恐喝の事実を認めた。Aは、動機や金の使いみちについては要領を得なかった。それは、仲間を「チクッタ」(告げ口) ことで報復されることと家族に知れることを心配していたからである。

そこで、報復に対しては、万全の防止策をとることと、家族には、時期をみて話すことを納得させ、話を聞き出した。その中で、Aに対するいじめと金銭強要の全貌が一層明らかになった。

Aの話を受けて、緊急に生徒指導担当者と担任及び学年主任をメンバーに、教頭を中心とした指導チームがつくられ、Bを中心とする「ツッパリ」グループに対する状況把握に取りかかったが、状況把握は困難をきわめた。